

鳥取市未熟児養育医療及び結核児童療育の給付に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月30日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市規則第44号

鳥取市未熟児養育医療及び結核児童療育の給付に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

鳥取市未熟児養育医療及び結核児童療育の給付に要する費用の徴収に関する規則（平成25年鳥取市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第6項中「、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」を「及び第5条の4第5項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。